令和７年度早期退職に係る募集実施要項

令和７年５月１９日
山口県知事
山口県公営企業管理者
山口県議会議長
山口県代表監査委員
山口県人事委員会
山口県選挙管理委員会

職員の年齢別構成の適正化を通じ、組織の活性化や公務能率の増進等に資するため、次のとおり早期退職者の募集（職員の退職手当条例（昭和 29 年条例第 5 号）第８条の２第１項第１号）を行う。

１．募集の対象

一般職に属する職員のうち、令和８年３月３１日に「勤続２０年以上」かつ「４５歳以上（ただし、職員の定年等に関する条例第３条の医師及び歯科医師については、５０歳以上）」のもの（注１参照）

２．募集人数

３０名程度

３．募集の期間

令和　７年　５月１９日（月）午前　９時から
令和　８年　２月　２日（月）午後　５時まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

４．退職期日又は期間

原則として令和８年３月３１日（火）とする。

※ 特別な事情がある場合には、令和８年３月３１日以外の期日についても認める。

※ 認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職すると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

５．応募の手続等

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式１）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属長に提出し、所属長は、当該申請書について、部局長を経由して各任命権者に提出する。

② 各任命権者において選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※ 退職予定期日の２週間前までに通知する予定
※ 不認定になる場合は（注２）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式２）を応募申請書と同様の方法で提出する。

６．問い合わせ先

【募集に関すること】

人事課人事班

電話：０８３－９３３－２０３６（直通）
２０３６（内線）

E-mail：a10200@pref.yamaguchi.lg.jp

【退職手当に関すること】

給与厚生課給付班

電話：０８３－９３３－２０６９（直通）
２０７０（内線）

E-mail：a10300@pref.yamaguchi.lg.jp

（注１）

（１）勤務年数は除算期間がある。（休職期間：１／２、育児休業：１／２（平成４年４月１日以降に取得した場合は、子の一歳の誕生日の前日の属する月までは１／３）、専従期間：全期間）

（２）次の①から④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

① 会計年度任用職員

② 非常勤職員

③ 臨時的任用職員、条例により任期を定めて任用される職員

④ 令和７年５月19日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を行った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和７年５月19日から令和８年３月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注２） 応募者が次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（１）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（２）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（３）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合